

「若者☆星取県」実践活動支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

- 「若者がつくる星取県ネットワーク」に予め登録いただく必要があります。
- 交付申請は、下記アドレス宛に電子メールで送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
- * 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

- ※交付決定を通知した日以前にお支払いいただいた費用は補助対象となりません。交付決定までにかかる日数を考慮の上、お早目の交付申請をお願いします。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

- ※事業の完了とは補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

- 実績報告は、下記アドレス宛に電子メールで送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
- ご提出いただいた実績報告書を審査し、補助金額を確定して通知します。

6. 補助金の支払い

- 補助金額確定の通知後、支払いを行います。